



やおっち商い通信

令和6年2月号
八百津町商工会

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>

決算確定申告

◎ 令和5年分の決算・確定申告は、
令和6年3月15日(金)までです。

◎ 令和5年分の消費税の申告は、
令和6年4月1日(月)までです。



【決算・申告相談 日程表】

○担当税理士：大矢啓資先生

期 日	時 間
令和6年 2月16日(金)	午後1時～午後4時
2月22日(木)	午後1時～午後4時
2月29日(木)	午後1時～午後4時
3月 8日(金)	午後1時～午後4時
3月14日(木)	午前9時～12時

※本相談事業は、県の補助を受けています。

○ 確定申告に必要な証明書等について

- 1) 税務署から送付された「確定申告のお知らせ」はがき ※昨年電子申告を行った方
このお知らせはがきにより、所得税予定納税の有無、消費税の中間納税の有無などを確認します。
- 2) 各種証明書
生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書(地震保険・長期損害保険)、社会保険料控除証明書等(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金保険料など)
- 3) 小規模企業共済等掛金控除証明書など
- 4) 住宅借入金等特別控除に関する書類
- 5) 寄付金控除証明書
- 6) 医療費控除を受けられる方は、医療費の領収書等
※医療費は、病院に掛かった人及び医療費の支払先別に集計して来てください。
- 7) 公的年金年金源泉徴収票
- 8) 配偶者控除・配偶者特別控除を受けられる方は、年間収入のわかるもの
- 9) 人的控除を受けられる方及び申告者のマイナンバーのわかるもの

◎ 決算・申告相談に係るお願い！

本年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、決算・申告の相談に限り、事前予約制とさせていただきます。

窓口での密を避ける措置として、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。税理士による相談日以外でも結構です。

事前にお電話でのご予約をお願いいたします。

インボイス制度

インボイスを登録され、 免税事業者から課税事業者になる小規模事業者の皆さんへ

1. 納税額が売上額の2割に軽減！

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、

売上税額の2割を納税額とすることができます。

※事前届出不要

❖対象になる方

免税事業者からインボイス発行事業者になった方

※2年前（基準期間）の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方

❖対象となる期間

令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間

※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象



岐阜県制度融資

◎「ダイハツ工業生産停止関連融資相談窓口」の開設について

(厳しい業況下にある中小企業者等に対する県制度融資による金融支援)

ダイハツ工業の生産停止による影響を受け、業況が悪化した中小企業者等の資金繰り支援等に関する相談窓口が下記のとおり開設されました。

1. 相談窓口名称： ダイハツ工業生産停止関連融資相談窓口
2. 開設日： 令和6年1月19日(金)
3. 相談受付時間： 月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分まで
4. 設置場所： 岐阜県商工労働部商業・金融課内(岐阜県庁10階)
☎058-272-8374(直通)
5. 内容： 岐阜県中小企業資金融資制度(県制度融資)による支援
制度案内、その他支援情報の提供等

リスクに負けない経営を支援します!

自然災害等のリスク

近年自然災害が増えており、また大型化することも少なくありません。
事業を安定継続するために、事前対策を万全にしておきましょう。



事業継続力 強化計画 を策定しましょう

事業継続力強化計画とは、中小企業・小規模企業向けの防災・減災に関する計画のことです。自然災害等に対する初動対応策の検討・策定や、災害発生を見据えた経営資源(ヒト・モノ・カネ・情報)の適切な在り方の検討など、平時からの継続的な取組が大切です。



ヒト
(人員)

緊急時の避難方法や安否確認方法の策定・確認、連絡体制網の構築など



モノ
(建物・設備・在庫等)

自家発電設備の準備、設備の耐震化、商品保管場所の見直しなど



カネ
(資金繰り)

財務体質の見直し、保険内容の見直しなど



情報
(顧客データ等)

バックアップデータの更新・整備(毎週・毎月)、クラウドサービスの利用など

メリット 1

平時にも役立ちます

大規模災害等が発生すると、中小企業・小規模事業者には特に甚大な影響が及び、事業継続が危ぶまれる事態に陥ることがあります。災害に備えてリスクやその対応策を検討しておくことは、自社の経営課題の発見や経営改善にもつながります。

メリット 2

支援体制が充実!

専門家の派遣など、中小企業基盤整備機構によるさまざま支援メニューを、すべて無料で利用することができるため、マンパワーやノウハウが不足している小規模事業者でも気兼ねなく取り組むことができます。

メリット 3

融資や税制でも優遇あり!

策定した計画を国が認定することで、日本政策金融公庫による低利融資や、信用保証枠の拡大、防災・減災設備に対する税制優遇措置、ものづくり補助金等の優先採択など、様々な優遇措置を受けることができます。

「事業継続力 強化計画」 認定制度 を活用しましょう

「事業継続力強化計画」 認定制度

中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けると税制優遇や補助金の加点項目の獲得などの支援策を利用できます。

認定を受けるには

中小基盤整備機構の情報サイト「BCPIはじめの一步事業継続力強化計画をつくろう!」や、中小企業庁のHPの「事業継続計画作成の手引き」を参照してください。詳しくは、お近くの商工会にご相談を。

詳しくは
こちらへ

中小機構



中小企業庁



商工会一覧



📌 記帳支援

◎ 令和6年度「新規記帳継続指導の申込み」について

令和6年度の「記帳継続指導」の申込みの受付をします。
 商工会では、会計ソフトを活用した記帳継続指導を行っています。
 もちろん、決算書の作成から確定申告(電子申告)まで一貫した
 お手伝いをさせていただきます。ぜひ、ご利用ください。



【記帳継続指導のメニュー】

○会計ソフトによる代行サービス

事業者様からご提出いただいた現金出納簿、仕訳伝票をお預かりし、商工会で会計ソフトに入力するサービス。

(料金) 伝票枚数 (月枚数) ※税込み

*100枚未満:2,500円 *100枚以上150枚:3,000円 *150枚以上:3,500円

○自主記帳サービス

商工会指定の会計ソフトを活用し、事業者自らがデータ入力を行うサービス。

会計ソフトの提供・設定、入力方法の指導、入力内容の確認作業、会計ソフトの提供も含んでいます。(料金) 年間20,000円

◎ご希望の方は、お気軽にお問合せください。

◎ 令和5年分から「青色決算書」の様式が変更されました！

月別売上(収入)金額及び仕入金額の記入欄のほかに、
「売上(収入)金額及び仕入金額の明細」を記入する欄が
 できました。※詳しくは、商工会へお尋ねください。

■ ○売上(収入)金額の明細 ※登録番号を記載する場合には、先頭に「T」を付けた上で13桁の数字を記入してください。

売上先名	所在地	登録番号(法人番号)(※)	売上(収入)金額 円
上記以外の売上先の計(雑収入を含む)			計

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	登録番号(法人番号)(※)	仕入金額 円
上記以外の仕入先の計			計

(令和5年分以降用)



八百津町商工会

加茂郡八百津町八百津3800-4

TEL (0574) 43-0266 FAX (0574) 43-2448

E-mail : yaotsu@ml.gifushoko.or.jp

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>